



中部ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 7 年 5 月 31 日

令和 5 年 7 月 7 日にお知らせした以下の中部ブロックの審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)については、その後、関係団体からの意見等を踏まえ検討を重ねた結果、審査上の取決として一義的に取りまとめるべきものではなく、個々の診療報酬明細書の記載内容に応じ審査判断されるものとして、当ブロックにおける審査上の取扱いとしては削除することとなりましたので、お知らせします。

【中部ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	早期離床可能な手術での気管内チューブの算定は、原則として認められない。	気管内チューブは「24 時間以上体内留置した場合に算定できる。ただし、やむを得ず 24 時間未満で使用した場合は、1 個を限度として算定できる。」と示されている。留置した時間等をレセプトに記載する規定はないためレセプト内容から判断することになるが、早期離床可能な手術で気管内チューブの 24 時間以上体内留置は一般的には行われない。 以上のことから、早期離床可能な手術での気管内チューブの算定は、原則として認められないと判断した。	

本件に関する問合せ先

中部審査事務センター

外科審査室脳外科・外科審査課 (TEL:052-854-6788) 小林

(TEL:052-854-7851) 橋本